

農政産業観光委員会会議録

日時 令和7年2月28日(金) 開会時間 午前 10時00分
閉会時間 午後 2時15分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 長澤 健
副委員長 渡辺 大喜
委員 河西 敏郎 山田 一功 飯島 力男 土橋 亨
菅野 幹子 白壁 賢一 志村 直毅

説明のため出席した者

農政部長 原田 達 農政部理事 勝俣 匡章 農政部次長 樋田 洋樹
農政部技監 茂手木 知 農政部技監 功刀 徹
農政総務課長 成島 仁 担い手・農地対策課長 原田 武
販売・輸出支援課長 小林 宏行 農業技術課長 手塚 順一郎
果樹・6次産業振興課長 齊藤 典義 畜産課長 相川 忠仁
食糧花き水産課長 大澤 一仁 農村振興課長 柴崎 一彦
耕地課長 浅川 一輝

公営企業管理者 村松 稔 企業局次長 雨宮 学 企業局技監 功刀 稔永
企業局総務課長 小澤 哲也 電気課長 槌屋 浩之
新エネルギーシステム推進課長 宮崎 和也

産業政策部長 有泉 清貴 産業政策部次長(産業政策課長事務取扱) 小林 洋一
産業政策部次長 金子 哲也 スタートアップ・経営支援課長 有須田 遥華
成長産業推進課長 小池 一尚 産業振興課長 三科 吾諭子

観光文化・スポーツ部長 落合 直樹
観光文化・スポーツ部次長(スポーツ戦略推進監) 眞田 健康
観光文化・スポーツ総務課長 杉田 浩枝 観光振興課長 齋藤 七二
観光資源課長 村松 達也 南アルプス観光振興室長 村田 勝秀
文化振興・文化財課長 井筒 慎太郎 スポーツ振興課長 二宮 智浩
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長 雨宮 雄司

議題 (付託案件)

第49号 山梨県産業振興基金条例制定の件

- 第53号 山梨県家畜改良増殖法施行条例中改正の件
第55号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第15号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの
第58号 令和6年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）
第63号 令和6年度山梨県営電気事業会計補正予算（第3号）
第69号 権利放棄の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、企業局関係、産業政策部、観光文化・スポーツ部関係の順に行うこととし、午前10時から11時18分まで農政部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前11時30分から11時54分まで企業局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時から午後1時36分まで産業政策部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時44分から午後2時15分まで観光文化・スポーツ部関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

※第53号 山梨県家畜改良増殖法施行条例中改正の件

質疑

菅野委員 ただいまの説明にありましたが、人工授精に関わる講習会の開催状況について伺います。

相川畜産課長 家畜人工授精講習会につきましては、過去、平成2年、平成8年、平成11年、平成20年、平成28年に開催してまいりました。受講者につきましては、それぞれ約20名程度の受講者がおります。

菅野委員 毎年開催しているものではないようですが、参加者について大体20人程度ということですが、こちらは毎年この程度の方が希望されているということですか。この講習の対象になる方は、全体で何人くらいいらっしゃいますか。

相川畜産課長 本講習会の受講者は、畜産農家、それから県の試験場関係の職員、そして八ヶ岳牧場を管理する子牛育成協会職員等、畜産関係者となっております。

菅野委員 参加者等は承知いたしました。まだ対象になる方がたくさんいらっしゃるということかと思いますが、今後の講習会の開催についてどのように考えておられますか。

相川畜産課長 今後の開催につきましては、令和7年度または令和8年度に開催をする予定であります。

す。受講者から御要望等を聞いて、人数がある程度そろいましたら開催しておりますので、以降につきましても、同じように受講者等の要望を聞きながら開催をしていきたいと思っております。

菅野委員 受講料の金額設定について、他県の都道府県の設定状況を勘案したということですけども、他県の状況を少し教えてください。

相川畜産課長 県によって様々に異なりますけれども、茨城県でしたら3万円ですとか、栃木県でしたら3万7,000円、群馬県でしたら3万5,000円等になっております。

菅野委員 他県と同等の額で設定されたということですが、これまでの開催状況から見ると、数年に1回、希望者が10人程度になったところで開催していくということですが、説明にもありましたが、講習会を受講するための費用負担を求めるというのは一定理解をいたしますが、個人の負担も、やっぱりこの物価高騰の折はなるべく少なくなるほうがよいのではないかと思いますので、今後、受講料に対しての助成なども検討いただければと思います。その点を要望します。

長澤委員長 要望ではなく、質問にしてください。

相川畜産課長 議員のおっしゃっていることにつきましては、分かりました。
ただ、一方で、これにつきましては、一度の受講で、将来的に使える資格となります。他県の状況等を確認させていただいた中では、こちらの講習会に対する助成等がございませんので、他県の状況等も踏まえながら検討させていただきたいと思っておりますが、現在のところは、助成がないということで御理解いただければと思います。

白壁委員 よく分からないのだけど、これは人工授精するために必ず必要な資格ということでしょうか。

相川畜産課長 基本的に、農家で御自身の牛をする場合であれば、資格がなくてもできます。ただ、一方で、技術の習得等が必要ということと、あとは、他人の牛等をする場合は、こういった資格は必要となります。

白壁委員 自分のところの牛を扱う場合には資格がなくてもいいということかな。今、大変燃料も高かったり経費もかかっているようで、酪農家というのは大変苦労しているようですが、必要であれば、当然のごとく1人でも2人でもやらなきゃならないと思うんだけど、10人そろわなきゃならないというのは何か理由があるんですか。

相川畜産課長 本講習会につきましては、約20日程度の時間を要して、法律で決められている学科、実技等がございます。それらを踏まえたと、試験場で開催をさせていただいておりますが、その20日程度の時間を使うということと、あと、消耗品等を鑑みますと、1人

当たりの価格がかなりの価格になりますので、ある程度人数がそろったところで行いたいと思っております。

また、本県は、大きな畜産県ではないので、毎年開催する形ではなく、受講者の人数を確認しながら対応させていただいている状況でございます。

白壁委員 獣医師は、当然のごとく免許というか、ライセンスがあるからなのだろうけど、こういった方々も、人工授精師の講習を受けなければならないような仕組みになっているのですか。

相川畜産課長 獣医師につきましては、獣医師の資格を取ると家畜人工受精師の資格もついてまいります。

白壁委員 獣医師についてはオーケーと。ただ、先ほど聞いていると、県の職員や八ヶ岳牧場の方々は必要ということですね。確認ですけど。

相川畜産課長 県の職員、あるいは子牛育成協会の職員につきましては、いわゆる畜産学科を卒業された職員が多く、その職員については、こちらの資格は持っていないため、受講が必要となっております。

白壁委員 ということは、基本的に、県の職員ではどういう方々が受けるということですか。

相川畜産課長 畜産酪農技術センター長坂支所において牛を飼っておりますので、そこで牛を扱う職員等が受講をしております。

白壁委員 例えば10人とか20人でなきゃ駄目とかじゃなくて、酪農家の方々というのはそういった技術も必要なわけで、こちらを受講することによって、技術アップにもつながってくると考えたときに、1人でも2人でも5人でもやらないとならないと思うのだけど、そういう捉え方はないのかな。ということは、それほど必要のないものと捉えるのだけど、どのように県として考えているのですか。

相川畜産課長 本講習会につきましては、関東の県で毎年やる県もありますし、うちのように間隔を空ける県がございます。受講者としますと、うちの県が開催しない年でも、他県の関東の近隣県で開催をする際は、そちらを受けたり、他県の方がうちの県が開催する年に受けるということもありますので、そのように御理解いただければと思います。

白壁委員 酪農の組合は関東というのが一つのくくりになっているのですか。先ほどから栃木県だとか茨城県という話しか出ないのだけど、全国的にはどうなんですか。47都道府県のうち、どのくらいのところがそういったものを開いているのですか。開いていない県もあるということですか。

山梨県は規模が小さいという話ですけど、子牛を合わせて四千数百頭くらいいるのだ

から、我々からすると大きいです。こういったものは重要なので、当然、必要に駆られたら、他県に行くよりも地元でやるほうがいいわけであって、少人数であってもやるべきだと思うのだけど、全国的にはどうなのですか。やっていない県もあるのですか。

相川畜産課長 山梨県以外の46都道府県全てを承知しているわけではないですが、近県でいきますと、東京都はこれまで過去に開催はしたことはございません。ほかの県については、関東につきましては開催がございます。

あと、もう一つ、畜産、例えば酪農家、肉用牛農家であっても、全ての方がこの資格を持っているというわけではありません。というのは、診療する農業共済の獣医師の方にお任せをすることもあることを御理解いただければと思います。

白壁委員 それほど必要がないということでしょうか。ほかのところも活用できるから、山梨県でそれほど必要がなくて、回数もその程度でできていて、他県に行くこともできるからと捉えるのだけど、例えば10人がミニマムであって、それ以上いないと経費倒れするから、なるべく人が集まったところでやるしかない。それほど必要もないものだよと。

だけど、金額的なものを今まで明記してなかったから、前はただだったのかな。他県も比べたら金額も大体3万円前後なので、山梨県もそれにのっとってやるというような意味合いでしょうか。

相川畜産課長 家畜人工授精の資格につきましては、県としましては、現在、甲州牛や牛乳を搾る泌乳能力の高い牛など家畜改良増殖については力を入れております。

ただ、一方で、四、五年間で1人しか希望する方がいないこともあるという背景もあり、今までこういう考え方でやっております。決してこの資格自体を軽視しているつもりはございません。

白壁委員 先ほどから言うとおりで、必要であれば10人以下でもいいと思いますが、何か話を聞いているとそれほど必要がないような感じもします。10人とか何人とかではなくて、必要に駆られたら当然やるということを書いていただければ、それはそうだねと理解できる。

最低、このくらいの経費がかかり、データもこうだから、このくらいのところで開催するということだけど、当然、酪農とか全般に農業を発展させていくためには必要不可欠なことであるので、県費を投入してでもやっていかなきゃならないことだと私は思うのだけど。この考え方でいくと、人数を言う必要はないと思うのだけど、どうですか。

相川畜産課長 委員のおっしゃるとおりで、私のほうで人数を言ってしまって、そちらが先に走ってしまったという反省点がございます。

委員のおっしゃるとおり、この家畜改良増殖において、家畜人工授精は大変重要なものでございますので、今後は受講者の御意見、御要望を聞いた中で、開催を人数という要件ではなく検討させていただければと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

志村委員 この手数料に関しては受講者が納めますが、受講に当たっては教材とかテキストみたいなものが必要になるのではないですか。それはまた別途、自分で購入するというような理解でいいのかどうか、お伺いします。

相川畜産課長 本講習会の中にはテキスト代は入っておりません。ただ、現在、テキストについてはインターネットでダウンロードしたりという形で受講者は対応しています。

志村委員 受講に当たってこの費用がかかるのは、実際、現地の実習とかをやったりするので、そういうのにかかる経費も受講料の中に入っているということなのかなと思うのですが、その教材的は、多分無料じゃないと思うのですが、今までも受講される方は、自分で教材を購入したりして受けていたということではないのですか。

相川畜産課長 これまでも教材につきましては、受講者の方に御用意していただいて、参加していただいたという形になっております。

志村委員 教材みたいなものが無料で流通しているわけではないと思うので、買ってきているということですね。それはそれで別に受講者が負担しているということでもいいですか。

相川畜産課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第55号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第15号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（もも・すもも生産拡大支援事業費補助金について）

志村委員 まず、農の14ページになりますが、もも・すもも生産拡大支援事業費補助金ということで計上していただいていますけれども、この補助の内容のところ、20アール以上規模拡大、50アール以上の拡大とありますが、これは、1農業事業者が20アール以上規模拡大する場合と読んでいいんですか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 20アールは2反でございますので、個人の方を対象としてございます。

志村委員 具体的に購入できる機械というのは、イメージとしてどのようなものになりますか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 具体的な詳細については、今、要綱を策定中でございますが、生産性の

向上に資する観点から、草刈りの省力化になる草刈り機とか、収穫物等の運搬に使う運搬車、それから、桃・スモモの場合ですと高所作業が多いので、リフト車に係る助成を検討しているところでございます。

志村委員 今、桃からブドウにかなり移行してしまっているの、桃の生産量が急激に落ちてきているところをこうやってサポートしていただけるのは、非常にありがたいかなと思います。

(省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について)

その下の省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金ですが、これはほかの部局でもあったと思うんですけど、この場合、農業者等が行う省エネ設備、あるいは再エネ設備というのは、具体的にどういうイメージでしょうか。例えば、作業場のLEDの照明もさっき補助がありましたけど、エアコンを新しいものに替えるとか、そういうものも対象になるでしょうか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 今、御指摘いただきました空調なども、農作業をするスペースということであれば、対象としてございます。あわせてLED照明等、作業環境の中で省エネルギー化を図れる機器を対象としているところでございます。

(富士の介生産拡大支援事業費補助金について)

志村委員 農の20ページの富士の介の生産拡大の関係で、この下の2番を減額して、上のほうの1番で新たに拡大支援事業費を計上しているようにも読めますが、これについてもう少し具体的な説明をお願いします。

大澤食糧花き水産課長 今、御指摘のありました2番の減額についてですが、当初予算としまして2番の補助金を計上いたしましたけれども、これは国の、浜の活力再生・成長促進交付金を想定した事業でございました。

当初、想定していた事業者の計画が白紙となりまして、その後、別の事業者から池を拡大したいという要望があり、この補助金の活用を検討したところ、国の交付金の要件を当県のような小規模な内水面漁業では満たすことができないということが判明いたしました。

このため、そういった要望に応えるために、今回2月補正として、1の富士の介生産拡大支援事業費補助金を計上させていただいたという経緯でございます。

志村委員 当初予算では補助先が水産養殖業者でしたが、今回、水産養殖業者等となっているので、そういうことも含めて、使いやすくして下さったのかなと理解したのですが、それでよろしいですか。

大澤食糧花き水産課長 おっしゃるとおり、使いやすい補助金として、今回、新たに計上させていただきました。

(畑地帯総合整備事業費について)

志村委員 最後ですけれども、農の26ページの畑地帯総合整備事業費の関係ですけど、国補決定の増というのと、事業実績見込額の減というのを具体的に説明していただけますか。

浅川耕地課長 まず、事業費の増でございますが、こちらは、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、国の経済対策の内示に伴う増額でございます。

一方、減についてですけども、国補事業として土地改良事業を実施する上で、事業費を効率的に有効活用するため、事業費間を流用しているところがございます。その結果に伴う減でございます。

志村委員 経済対策で増という意味がちょっと分からない。例えば、経済対策で事業量を増やすことができて、あるいは、当初の見込みよりも、いろんな経費が増加したとか、それとも、そもそも経済対策で来たから、その分、さらに拡大して事業を前倒しでできるとか、その辺の内容を教えてくださいませんか。

浅川耕地課長 畑地帯総合整備事業などの、土地改良事業におきましては、一定エリアの事業規模に対して事業を実施してまいります。したがって、国の経済対策を活用して、エリア内の新たな地域ニーズに対して整備をしているところでございます。

志村委員 分かりました。そこで、地域ニーズとおっしゃってくださったので、圃場整備をしていただくと、それまで傾斜があったようなところが、段とか平面な畑になるんですが、必ずのり面ができるのです。今の畑地帯総合整備事業では、のり面がものすごい面積でできるんです。ということは、そこはデッドスペースになって、耕作できないのです。

こうしたのり面は、結局どうするかというと、草が生えるわけです。この草の管理を新たにしなければならないという、ありがたいけど、附属品として草刈りがついてくるんです。

こうしたのり面をできるだけ解消するために経費がかかるのですが、壁を打つてもうちちょっと上げていただくとか、傾斜も含めて、掘って表土を戻すときの戻し方を工夫するとか、設計の段階から、せつかくやる畑総事業なので、そこの現場の方や、農業者の方のニーズをしっかりと酌み取っていただき、いい圃場整備をしてほしいと思います。よろしくお願いします。

浅川耕地課長 御指摘のとおり、山梨県は中山間地が非常に多いです。狭小かつ不整形な土地を整理する上で、大規模な農地を造成する上では、やはり勾配もございますので、御指摘のとおり、のり面は発生いたします。

県としましては、そういった維持管理を軽減するためにも、道路側にのり面を集中させるとか、さらには、近年ではスマート農業化ということで、一定ののり面の勾配を確保した中で、自走の草刈り機の導入などを推進しています。実際に、そういった導入をされている地区もございますので、今後も引き続き、地元の維持管理が軽減できるような基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

(やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について)

菅野委員 農14ページ、やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、こちらの実績をまず教えてください。

齊藤果樹・6次産業振興課長 やまなし産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、生産性の向上等を図るため、農業者が行います簡易雨よけ施設や雨よけ施設の整備に必要な資材費等を支援する生産支援事業という部分と、JA等が実施する集出荷施設の整備に関わる事業等がございます。

既定予算1億8,860万6,000円の中で事業を実施しておりまして、整備事業につきましては、笛吹市における桃の選果施設の整備で1億1,871万円余りの事業を実施してございます。

既定予算の残額約7,000万円につきましては、昨年度12月補正で繰越しました1億5,000万円と合わせまして、雨よけ施設の整備等について支援をしているところでございます。

菅野委員 そうしますと、件数的にはどのようになりますか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 令和6年度の事業予定は、先ほど申し上げました選果機が1件、それから、産地協議会が実施する先ほどの雨よけ施設等の整備につきましては、34件を実施しているところでございます。

菅野委員 例年並みの件数ということでしょうか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 予算の策定に当たりましては、歴年の実績を見ながら、当初予算、あるいは補正予算で1億5,000万円をベースに要求させていただいておりまして、それを上回るものがあつた場合につきましては、改めて補正で増額して対応させていただいているところです。

菅野委員 雨よけ資材等の補助金については、かなり要望も多いかと思しますので、ぜひ、引き続き御対応をお願いします。

(施設園芸等経営強化支援事業費補助金について)

あと1点伺います。農の15ページですが、施設園芸等経営強化支援事業費補助金について伺います。こちらについては、コスト削減、生産性向上というところで、機器の整備が事業内容として挙げられていますが、この機器について伺います。

齊藤果樹・6次産業振興課長 施設園芸等の施設整備につきましては、生産性の向上や省エネルギー化ということで、物価高騰の中で生産性を向上させて収益を向上させる目的から、温風暖房機に代わるヒートポンプの導入、それから、ハウス内環境を整えるために環境制御装置、循環扇、自動換気装置など、それから、省力化という意味合いを含めまして、ハウ

スプレーと言われる、農薬を自動で散布する機械等に支援することとしております。

菅野委員 今、伺ったようなものに対しての機器整備ということですが、この整備というのは、維持とか修繕が含まれるんでしょうか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 本事業につきましては、新規の整備についての支援です。

菅野委員 新規の導入ということでよろしいですか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 新規の導入でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

質疑に先立ち、執行部から第67号議案「権利放棄の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑 なし

主な質疑等 企業局関係

※第63号 令和6年度山梨県営電気事業会計補正予算（第3号）

質疑

（債務負担行為について）

山田委員 今の説明は、総額だと23億円ほどになるという理解でいいでしょうか。

宮崎新エネルギーシステム推進課長 御指摘のとおりでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第69号 権利放棄の件

質疑

（温泉事業の権利放棄の件について）

山田委員 この議案自体に意見はありません。破産法適用になります。ただ、丘の公園は指定管理を受けていて、当時も厳しい状況があったのでしょうけれども、温泉使用料のところ

は、いわゆる権利放棄ではない未収が相当あるのかなと思っているので、もし分かれば、何件ぐらいあって、実際には債権放棄まで至らないというケースはどのくらいあるのかだけ教えてください。

小澤企業局総務課長 給湯使用料の滞納状況ということになりますが、令和7年1月末現在、納期限を過ぎている滞納金は、679万294円ほどございます。

そのうち、定例的に少し遅れているというものがありまして、そこが全体の21%で142万7,371円であります。

法人6社、個人6名、合わせて536万2,293円が回収の難しい債権となっている現状です。

(地域振興事業の権利放棄の件について)

菅野委員 2番の地域振興事業の丘の公園のことについて伺います。

まず、今回の権利放棄に至った経過についてですけれども、今回は丘の公園の指定管理者納入金に関わる債権ということですが、納入金はいつまで納められていたのか伺います。

小澤企業局総務課長 令和4年10月から令和5年3月までが未納となっております。そのほかにつきましては、新型コロナによる営業中止に伴う令和3年度に納入金を減額した際に、利益が生じた場合には半分を納入することとなっております。その分の235万円を合わせた金額が今回の額となっております。

菅野委員 こちらは長く指定管理を受けていたところだと聞いています。コロナ禍以降、恐らく特に運営が厳しくなったのではないかと考えられますけれども、こちらの丘の公園について、運営改善、また収益改善について、県としてどのようなお考えでやっていたのでしょうか。

小澤企業局総務課長 丘の公園につきましては、指定管理者制度の利用料金制を導入しておりますので、県としては、丘の公園に多くの方にお越しいただいて、指定管理者の安定した経営につなげることができるように、PRですとか、魅力ある施設になるにはどうしたらいいかを連携して考えまして、対応してきたというところであります。

菅野委員 県としてもPRなど対応してきたということですが、今回、清里丘の公園については、丘の公園に特化した会社だったと聞いていますが、こうした事業者の破産は、さらに県にとっても負債になったり、欠損額が重なったりということになるかと思うので、そういうことになる前に、適宜課題の整理とか、収益改善というような取組を行っていたかと思っております。それについてはいかがでしょうか。

小澤企業局総務課長 指定管理者制度の下では、年3回モニタリング等を行うことを義務づけられておりまして、それに基づいて対応しております。

コロナ禍におきましても、モニタリング等を行い、業者の経営状況を鑑みて、納入金の減額だとか、営業休止の補償を行ってきたところでございます。

今後につきましても、モニタリング制度を利用して、できる限り指定管理者が安定した経営ができるように努めてまいりたいと考えております。

菅野委員 あと1点。こちらの丘の公園で勤めていらっしゃった従業員の方たちの職場がなくなったということにもなるかと思いますが、そういった経過等については、何か御承知のことがあればお願いします。

小澤企業局総務課長 清里丘の公園につきましては、令和4年度末まで管理を運営して行っておりまして、そのうち従業員で希望した者については、次期指定管理者の桔梗屋が継続して雇用を継続することに最終的にはなっております。99名の社員がおりまして、そのうち希望した67名全員が桔梗屋に雇用されております。

菅野委員 従業員の確保、働く場の確保がなされたという点ではよかったと思いますので、引き続き、先ほどお話がありましたモニタリング等も行っていたきながら、他の事業についてもぜひ県として課題の整理等をぜひ行っていただきたいと思います。

小澤企業局総務課長 県としては、指定管理者が安定した運営ができるように、今後も努めてまいりたいと思います。

白壁委員 企業局はお金があるからいいのだろうけど、丘の公園には、県で100億円出して、それを返済して、またあと50億円か60億円くらい残っていると思うのだけど、簡単に6,000万円だからいいじゃないか、その程度のことだ、と考えるのですか。

株式会社ということは、株主がいます。それと、今は資本金が1円でも設立できるのだけど、多分、資本も残っていると思う。裁判所の決定の前の段階でいかに債権を回収することが一番重要なことだったと思います。最初に国税が回収しますよね。残ったところがなければ、我々のところが回収できるかどうかという話になるのだろうけど、どういう状況、どういう会社で、どういう資本で、どういう株主がいて、役員が全員個人破産をして、にっちもさっちもいかない状況になった結果、こういう形で債務放棄をするのだというところがなければ、簡単にこの6,000万円は、儲かっている企業局だからいいのだと、簡単に言うのはちょっと分からないので、その辺の説明を細かくしてくれませんか。

小澤企業局総務課長 滞納が始まったときに顧問弁護士に相談をしまして、最初に手を打って取ることができないかというのを検討しております。その相談の中で、最終的には破産管財人から否認権を行使されるおそれがあるということを言われまして、破産処理が行われる過程でそれを行使されると、全部元の状態に戻ることになるので、破産処理が行われた際、他の債務者と同様に対応していくしか、もう今回は仕方がないのではないかという結論に至り、現在の対応に至ったところでございます。

白壁委員

否認権ということは、プラスもマイナスも否認されたらアウトだという意味だろうけど、結果的には、そこでほかの債務者がどのくらいいたのか、債務書に書いてあったかな。その人たちと同じ権利になってくるから、ここで手をつけるよりもそれを待っていて、裁判所の決定を仰いで、最後はそういった形で欠損にするほうが、結果的にはマイナスだからね。その前に何とか手を打って資金回収をすとか、資本がどうなのか、今2,000万円と言ったけど、その中に有形の資本はないのだろうか。結果的にはそれでもやるしかないということになったのだろうか、弁護士と相談して最終的にそうなったという、答弁的にはそれが一番、ああそうなんだ、弁護士ともよく相談したんだということになるだろうけれど、こういったものというのはいろいろなケースがあって、味のふるさと協業組合のときも小型資金のときも回収機関に外注して、その専門家がいろいろな手を使って回収していこうということでやりましたよね。ああいうようなことを考えなかったのですか。待っていれば、そこで裁判所の決定に伴って債権放棄ですと言えば、もうそれで済むのかな。

温泉も税と同じで5年間の時効があるから、請求書を出しておかないとそれが執行できないから、だから請求書を常に出していると。だからどんどんそれをプラスしていつ、今、言った金額の全部で600万円のうちの500万円強が不納みたいなのを言っていますよね。ということで、残っているのはみんな一番危険なところ。過年度の分がずっと積み立てられてそうになっているんですね。

そういうものも、やり方があると思うんだけど、お金持ちの企業局だからいいんだと捉えられると、我々県議員はそういったものをしっかりチェックして、少しでも資金の回収をしながら、大切な県民の血税をこうやって使っているわけだからというところなんですよ。もうちょっとやり方があったと思いますが、どうですか、管理者。

こういう形は、スタンダードの法的には間違いない。でもこれで回収できるのかといったらもう無理。でも、ここに至るまでの間は、それなりに努力してもらわないと我々も県民に説明できない。今、総務課長レベルではなかなか難しいと思う。管理者はどうですか。

村松公営企業管理者 今、委員の御指摘は全くもっともな御指摘でございまして、1点、少し経過だけ御説明させていただきたいと思います。

この清里丘の公園につきましては、令和4年の9月まで、納入金の納入が滞りなく行われておりまして、未納となりましたのは令和4年10月分からでした。令和4年10月から翌年の3月まででして、その後、未納につきましてはしっかり納入するようにということで、たびたび訪問をしてお話をさせていただいてきたところでございますけれども、年度が明けて、令和5年5月に破産の申立てが行われたという状況がございまして、本来であれば、ただいまの委員から御指摘いただいたように、様々な手を尽くして納入をさせるということが必要であるということはそのとおりであったと思います。

6,000万円というのは決して小さなお金ではございませんし、利益を上げる、収益を上げるということが我々の最大の使命でございますので、今回のことを教訓に、ど

んな方策ができるのかということをしっかり考えて、次回はこういうことが起きないようにしっかり努力してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 産業政策部関係

※第49号 山梨県産業振興基金条例制定の件

質疑

菅野委員 こちらの基金条例の制定に当たって伺いますが、こちらの基金では、今、内容の説明で背景等は確認いたしました。が、現在ある予算の中ではできないような内容を想定されているのか、具体的に中身についてお聞かせください。

三科産業振興課長 この基金に積み立てまして、その運用益を活用した事業は、令和7年度当初予算に計上させていただいております。名称を具体的に申し上げますと、令和7年度の当初予算における地場産業人材育成促進事業費補助金の財源として、この基金の運用益を充てる想定しております。

菅野委員 地場産業人材育成促進事業費補助金の財源に充てるということですが、対象となるのはこの事業だけなのでしょうか。それ以外にあるのであれば、こういったものに使えるのか教えてください。

三科産業振興課長 現在のところ、今、申しあげました事業への充当を想定しておりまして、それ以外の運用益の部分につきましては、今後、もし生ずる事業、もしくは決算において産業政策部内のほかの事業に充当するということも想定しておるところです。

菅野委員 そうしましたら、現在、ほかに行われている事業などに活用されるという想定もあり得るということでしょうか。

三科産業振興課長 基金がこれから積み立てるもので、実際の運用益はまだ今の段階では確定した数字が出ておりませんもので、現在のところは、先ほど申しあげた事業への充当を想定しておりますが、それ以上に運用益が出た場合は、それ以外の産業政策部の事業に充当することも想定しております。

菅野委員 運用益によるということですが、いずれにしても、あまり内容を絞らず、いろいろなものに使えるような中身にするほうがいいのかなと思いますが、その辺りはいか

がでしょうか。

三科産業振興課長 基金の目的としまして、産業政策に広く充当できるような内容になっておりますので、当課の事業のみに関わらず、産業政策部全般の事業に充当することを可能としておるものです。

白壁委員 産業政策部全般の事業に使えるのですか。そんな基金できますか。財政調整基金ではないのにそんなことできるのかな。でも、そういうふうに書いていないのだけど、これはできるのだろうか。これは目的基金だからね。

三科産業振興課長 広く本県の産業における生産性の向上、技術革新の進展、そのほか、産業の振興に資する施策のために設置するものとなっておりますので、その趣旨に沿うものについては充当可能としております。

白壁委員 山梨県の産業政策部全般でそれが使えるということですね。
あと、果実の運用について、それをまた基金に積み立てると書いてあるけれど、果実もその中に積み立てて活用できるということですか。
もう一つ、主要3基金の関係を、この間、知事が本会議のときに一括運用すると答弁しましたよね。その中に相乗りさせてもらうと、今、金利が相当上がっていて、この基金も、今までの1%弱から2%、3%になる可能性があるから、ここで基金をつくって、一緒に運用するような形を考えているのかな。

三科産業振興課長 今、委員のほうでおっしゃられたとおり、財政課で一括運用ということを想定していると聞いておりますので、ほかの基金等を集めて、ロットの大きい金額で債権を購入すると聞いております。

白壁委員 ということは、急遽必要だといったときに、国債を買っていたら、10年もの、5年ものはすぐ償還することはできないから、ある一定規模の決算の剰余金とか、ある程度残ったものしかできないという考え方でいいんだろうね。

三科産業振興課長 おっしゃられたとおり、特別会計内の剰余金、今後しばらく使う見込みがない部分の金額を今回繰り出しておりますので、そういった御心配には当たらないかと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第55号 令和6年度山梨県一般会計補正予算(第15号)第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

(省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について)

菅野委員 では、2点伺います。産の2ページです。省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について伺います。中小・小規模事業者等が対象ということですが、これまでの実績についてまず教えてください。

小林産業政策部次長 今回の補正予算の補助事業は第5次ということになりますが、これまで第1次から第4次、第4次は、現在まだ支払いが続いておりますので、交付決定ベースということになりますが、これまで2, 138件、総額で42億1, 800万円程度、これは見込みということになりますが、そのような実績になっております。

菅野委員 これまでの過去の実績と今回の予算額ですけれども、実績からして、同数程度の件数を想定しているということによろしいでしょうか。

小林産業政策部次長 実績を踏まえて、ほぼ同程度の件数として、今回見積もった額となっております。

菅野委員 省エネ設備、再エネ設備を個々で見た場合の件数はどうなっていますか。

小林産業政策部次長 省エネと再エネの個々の数字は手元にございませんが、トータルで申し上げさせていただきますと、第1次が188件、第2次が565件、第3次が650件、第4次が735件という見込みとなっております。これは省エネと再エネを合わせての件数となっております。

菅野委員 そうしますと、年々件数としては増えているということですが、前年度の実績を見込んでここも計上されているということで承知しました。

(中小企業物価高騰対応サポート緊急支援事業費について)

次に、産の4ページ中小企業物価高騰対応サポート緊急支援事業費について伺います。価格転嫁、賃上げ環境の整備等に取り組む中小事業者への支援で、専門家を派遣することですけれども、具体的にどのような専門家を派遣するのか教えてください。

有須田スタートアップ・経営支援課長 まず、今回の事業で対象としている経営課題が3点ございまして、価格転嫁、あとは賃上げ、省エネの話になっております。それぞれ派遣する専門家が異なるわけですが、まず、価格転嫁に関しましては、中小企業診断士を派遣することを想定しております。省エネ関係につきましては、省エネ診断士を派遣します。賃上げ関係につきましては、社会保険労務士を想定しております。

菅野委員 対応する専門家を派遣することですけれども、こちらについて、支援を受ける事業者は何社くらいを想定されていますか。

有須田スタートアップ・経営支援課長 今のところ総数で70社程度を見込んでおります。その根拠と

しまして、これまでもやまなし産業支援機構において全般的な経営課題についての専門家を派遣事業を行っておりまして、その中の実績などを踏まえましてこの数字を設定しました。

菅野委員 そうしますと、これまで産業支援機構で行っていたことにプラスして、今回この専門家を派遣する事業を行うということになりますか。その辺のすみ分けはどのようにになりますか。

有須田スタートアップ・経営支援課長 今回の事業は、国の交付金を活用して行うものでして、特に交付金の対象とされているのが、価格転嫁でしたり、賃上げでしたり、そういった喫緊の経営課題を対象にしたものになりますので、県としても、迅速な対応が求められる経営課題分野に限定した上で、これまでの専門家派遣とは別で枠を設けまして、すぐに県内企業の方に対応してもらうために設けたものでございます。

菅野委員 これまで行っていたような産業支援機構での対応も受けつつ、こちらの事業も利用してもらおうということでしょうか。

有須田スタートアップ・経営支援課長 今までの事業は経営課題全般にわたって対象にしておりまして、実際にその実績というのが、基本的に情報化、IT化でしたり、ホームページの改修の相談を多く受けているところでありました。

今までももちろん労務関係の相談もありましたが、今回は県としては賃上げや、価格転嫁に特化したものを設けて、そこに対応した中小企業の方々のニーズにしっかり迅速にお応えしていくということで、別枠で設けさせていただいたものになりますので、両方とも行っていきたいと思っております。

菅野委員 個別の課題に応じた対応がされる事業ということで承知しました。

省エネ診断士の方の派遣もあるということですが、こちらの中身としては、省エネ・再エネの事業、設備導入の補助金につなげるというような意味合いが含まれるのでしょうか。

有須田スタートアップ・経営支援課長 省エネに関する支援につきましては、先ほど産業政策課から御説明申し上げた補助金もありますし、あとは環境・エネルギー部で省エネ診断の事業もあるかと思いますけれども、そういった省エネ診断を受けたり、あとは補助金を受けたと考えたときに、実際に省エネ診断を踏まえて、具体的などという機器がその工場や企業にとっていいのかでしたり、現場に行って、専門家の方が具体的なところで機器選定に関するアドバイスを رفتたりと、個社に対応した具体的なアドバイスを想定しているところでございます。

菅野委員 既存の事業に結びつけていただけるということだと理解しましたが、こちらのサポートで専門家の派遣を受けるに当たっては、事業所のほうで費用等は発生するのでしょうか

か。

有須田スタートアップ・経営支援課長　今回は、喫緊の課題に迅速に対応していただくという趣旨がございますので、事業者の負担は求めない形としております。

菅野委員　1回では済まない場合もあるかもしれませんが、何回くらい受けても負担が生じないということで、安心して相談をしていただけるものということで理解をしてよろしいでしょうか。

有須田スタートアップ・経営支援課長　1回で解決するものではないというのはおっしゃるとおりでして、基本的に5回までを想定しておりますが、いずれも事業者負担は生じないものとしております。

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第58号　令和6年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）

質疑　なし

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等　観光文化・スポーツ部関係

※第55号　令和6年度山梨県一般会計補正予算（第15号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（新しい観光コンテンツ創造等支援事業費について）

菅野委員　1点伺います。観の5ページで、新しい観光コンテンツ創造等支援事業費について伺います。こちらについては、物価高騰への対応というような中身になっていますけれども、事業内容について具体的に教えてください。

齋藤観光振興課長　事業内容では2つございます。1つがコンテンツ造成というものです。もう1つが生産性向上です。コンテンツ造成に関していいますと、販路開拓ですとかプロモーション事業になります。生産性向上ですと、従業員の賃金引上げ等の観光事業者の生産性向上に資する取組でございます。

菅野委員 販路開拓、プロモーションというのがコンテンツ造成というお話ですけども、そのコンテンツについて具体的に教えてください。

齋藤観光振興課長 コンテンツとして、現在、想定しておりますのは、例えばですけども、ナイトタイムツアーですとか、冬に特化した体験プログラムですとか、これまで活用できていなかった地域の観光資源を活用したり、また、既存の観光資源を活用して、新たに観光コンテンツを造成するといったものを想定しております。

菅野委員 地域の観光資源の活用等が含まれるということですけども、これまで取り組んでいたものではなく、新たに始めるものが対象になるということでしょうか。

齋藤観光振興課長 これまで取り組んでいたものではなく、新たなところを追加していただいて事業を実施することを考えております。

菅野委員 新たなものを追加ということですので、これまであるものを基本にして、何かしら新しい要素が加わっていれば、この新しいコンテンツの造成というところに含まれるという理解でよろしいでしょうか。

齋藤観光振興課長 そのとおりです。

菅野委員 そうしましたら、もう1点、生産性向上について、こちらを具体的に教えてください。

齋藤観光振興課長 生産性向上の定義ですけども、例えば、業務の効率化やITの活用を通じまして、より少ないリソースでより多くの価値を提供するということですので、例えば、デジタル化によるITの活用、予約システムや顧客管理システムの導入ということもありますし、また、新たにレンタサイクルを設置して、駅と宿の交通をよくするといったことも考えられると思います。

菅野委員 いずれにしても、新しい取組に対する助成ということによろしいかと思いますが、対象となる事業者については、何件くらいを想定されていますか。

齋藤観光振興課長 対象としては、5件を想定しております。山梨県内に事業所を要するDMO、観光地域づくり法人ですとか、観光協会、観光事業者といったところを想定しております。

菅野委員 対象となる事業者の規模としては、観光協会というようなところが含まれるとなると、いろいろな事業者が加盟されている組織になるかと思うんですけども、個人だったり小さな事業所等も対象にはなるということによろしいでしょうか。

齋藤観光振興課長 そのとおりです。

菅野委員 そうしましたら、こちらの事業については、施設整備ですとか、新しい取組に対する助成ということなので、そこに関わる備品といったものは対象にならず、その取組自体が対象になるということですか。再度確認です。お願いします。

齋藤観光振興課長 ソフト事業を想定しておりますので、例えば人件費や物件費といったものを想定しております。

菅野委員 観光業界もかなりまだ厳しい状況が続いていると思いますので、今回は5件が対象ということですが、できるだけ今後も多くの方が活用いただけるような事業を御検討いただきたいと思います。

齋藤観光振興課長 今、御指摘いただいたとおり、多くの方に利用していただけるように進めていきたいと思っております。

(やまなし大使を活用した県産農畜産物等消費促進事業費について)

志村委員 観の4ページで、やまなし大使を活用した県産農畜産物等消費促進事業費ということで、これは繰り越すので来年度になるのかなと思うんですけど、具体的にどこでどんなイメージの事業なのか教えてください。

齋藤観光振興課長 事業内容は、やまなし大使に県産の農畜産物等を中心に山梨の魅力を積極的、効果的に情報発信してもらうために、知事が県産食材を使用した料理や県産飲料でおもてなしをしまして、県の旬の情報を紹介する場を設けるものでございます。
時期としましては、食材が豊富な秋頃を予定しております。

志村委員 今、やまなし大使の方は1, 106人いらっしゃいます。山梨県のサイトでお名前の公表がオーケーという方だけでも500人弱いるということですが、皆さんにお声をかけるということですか。

齋藤観光振興課長 現在、事業内容の詳細を検討しているところでございますが、基本的には皆さんにお声がけをしたいと思っております。

また、過去にこの大使事業を行ったことがあります。そのときには都内で行っておりまして、300人前後だったということもございますので、そのあたりも勘案しながら、今後の事業を集めていきたいと思っております。

志村委員 これはきっとやり方によってはすごくインパクトがあって、非常に宣伝効果、PR効果があるのではないかなと思うので、準備をできるだけ早めに入念にいただき、やまなし大使の方が入り切れないぐらいのイベントに仕立てていただけたらと思いますけど、いかがですか。

齋藤観光振興課長 やまなし大使の方は独自のチャンネルを持っているために、情報発信等、非常に上

手に行っていただけたらと思っておりますので、その辺りのことを考えながら、早め早めに行っていきたいと思っております。

(飯田野球場改修費について)

志村委員 あと1つだけ、観の16ページになりますけど、飯田の野球場の改修の具体的な内容を少し御説明お願いします。

二宮スポーツ振興課長 飯田野球場ですが、まず老朽化対策としまして、3塁側レフト側のフェンスの貼り替え、1塁側のネットの貼り替え等です。新たに整備するものとしましては、1塁側に約15メートルの防球ネットを設置するものと、ライト側に約10メートルの防球ネットを設置するものになります。

志村委員 場所的にもなかなかいいところで、活発に活用していただけることを期待して、改修も十分にさせていただけたらと思いますけれど、スコアボードとか、今、使っているものの改修は入っていないですか。

二宮スポーツ振興課長 スコアボードはそのままの活用になります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

・ 2月25日に設置された予算特別委員会の部局別の審査は、予算特別委員長から議長を通じて各常任委員会に依頼した調査をもって代えることとされ、また、2月6日に開催された議会改革検討協議会において、常任委員会の活性化に向けた取組として、予算特別委員会に先立つ常任委員会において、個別事業や事業の詳細に係る質疑を行うこととされたことを受け、2月13日に開催された正副委員長会議において、議長から活発な委員会運営が行われるよう依頼があったことから、委員に対して、決定の趣旨を踏まえ、活発な質疑を行うように依頼した。

以 上

農政産業観光委員長 長澤 健